⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の227に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の233に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の230に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数